

「主要農作物種子法」廃止後の福島県の対応について

令和4年4月1日
福島県水田畑作課

1 主要農作物種子法の廃止

主要農作物種子法(以下「種子法」という。)が平成30年4月1日をもって廃止。

【種子法の概要】

- ①都道府県が、試験研究の知見により普及すべき「奨励品種」を決定。
- ②優良種子の生産のため、農家が使う一般種子の親世代の「原種」やその親世代の「原原種」の安定的な確保を都道府県に義務付け。
- ③都道府県が、一般種子を生産するほ場を指定し、ほ場審査や生産物審査を実施

《参考》 種子(奨励品種)の生産・流通のフロー



2 廃止に伴う国の対応

- 種苗法の「生産等に関する基準」に、稲・麦・大豆の基準を加え、遵守事項を確認することにより流通する種子の品質確保を図る
- 奨励品種の決定、原種・原原種の生産、種子生産ほ場の指定・審査業務については、それぞれの都道府県の判断で対応

3 県の対応

【県の基本的な考え】

優良な種子の供給は、農業振興上、最も基本的で重要な事項であることから、引き続き品質の高い種子を安定して供給できるよう取り組んでいく

令和4年4月以降

新たに県で制定した、「福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」を基に要項・要領を策定し、種子を継続生産。

福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱(令和4年4月1日改正)

「主要農作物種子法」に代わり、県が
①「奨励品種の決定」、②「原種等の生産と配付」、③「種子の品質確保(検査)」を実施することを定める。

1 福島県主要農作物奨励品種決定要領(令和4年4月1日改正)

本県で普及すべき奨励品種を決定するための調査方法及び決定方法を定める。

2 福島県原種・原原種生産及び配付要領(令和4年4月1日改正)

原種・原原種の生産、取扱等に関する事項を定める。

3 福島県主要農作物種子検査要領(令和4年4月1日改正)

一般種子の検査を行うための手順と運用を定める。

令和4年度予算

「産地生産力強化総合対策事業」について、種子生産を行う団体等の機械等の整備を支援する要件を改正。